

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 20 日

長野国有林森林整備協会
名古屋造林素材生産事業協会
(一社)長野林業土木協会
(一社)名古屋林業土木協会
(一社)林道安全協会中部支所
(一社)林道安全協会中部支所名古屋出張所

} 殿

中部森林管理局 森林整備部長

請負事業体等の重大災害の発生について（1 件目）

令和 8 年 6 月 17 日、近畿中国森林管理局管内の造林請負事業において重大災害が発生し、その概要が別添 1 のとおり林野庁業務課長から送付されました。

この災害は、同僚と 2 人 1 組で伐倒作業に従事していたところ、同僚がヒノキを伐倒した際、伐倒木と枝がらみになっていたコナラ枯損木の先端部が退避場所にいた被災者の頭部に落下したことにより受災したものの推測されるものです。

本災害は、伐倒木上部の枝がらみの状況や隣接木の状況について十分な把握と必要な措置を講じさせずに伐倒が行われたことにより受災したものと推測され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される事態であります。

つきましては、本件のような災害を防止するため、傘下会員に対して、このたびの災害概要を周知するとともに、下請け者を含む全ての現場従業員が様々な危険予知を行い安全な作業に徹するよう、機会ある毎に繰り返し要請をお願いします。

(担当：企画官(間伐推進) TEL050-3160-6569)

事務連絡
令和 8 年 8 月 19 日

各森林管理局
森林整備部長 殿
(請負事業体等労働安全衛生担当扱い)

林野庁業務課長

請負事業体等の重大災害の発生について（1 件目）

令和 8 年 6 月 17 日、近畿中国森林管理局管内の造林請負事業において発生した重大災害の概要を別添のとおり送付する。

今回の災害は、同僚と 2 人 1 組で伐倒作業に従事していたところ、同僚がヒノキを伐倒した際、伐倒木と枝がらみになっていたコナラ枯損木の先端部が退避場所にいた被災者の頭部に落下したことにより受災したものと推察されるものである。

本災害は、伐倒木上部の枝がらみの状況や隣接木の状況について十分な把握と必要な措置を講じさせずに伐倒が行われたことにより受災したものと推察され、安全作業に係る基本的事項が遵守されておらず、請負事業体等の労働安全の確保を図る上で非常に憂慮される状況となっている。

このため、各森林管理局署においては、あらゆる機会をとらえて、請負事業体、立木販売の契約者、樹木採取権者に対し、別紙関連法令等を踏まえ、契約約款や仕様書等に基づき、下記を中心とした安全作業に係る基本的事項について改めて周知徹底し、類似災害の防止に努めるよう注意喚起するとともに、労働基準監督署との緊密な連絡協調を図り、各署等の実態に応じて適切な指導を行われたい。併せて、事業者への注意喚起事項が現場作業員まで周知・徹底されるよう要請されたい。

特に立木販売において契約者が他の事業者作業を委託等する場合は、契約者から委託先等の事業者への安全指導を徹底するよう要請されたい。

また、関係職員等に対し、本件災害概要等について周知を図られたい。

なお、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 3 号）の 7（2）ウのなお書きに記載のとおり、当該伐倒者以外の労働者が、伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの 2 倍に相当する距離を半径とする円形の内側の立入禁止区域に立ち入ることを禁止するものではないとしていることを申し添える。

加えて、これらの対応とともに、「請負事業体等の労働災害防止対策の推進について」（令和 8 年 4 月 28 日付け林野庁業務課長事務連絡）に基づく現場巡視等を適切に実施されたい。

記

- 1 事業者は、伐倒作業に当たり、作業者に、①つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木等の有無、②落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枯損木等、③つる等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれがあるものについて、事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させること。

(林災防規程第59条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 2 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行うときは、作業者に、かん木、枝条、つる、浮石等で伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除かせること。

(安衛則第477条、林災防規程第61条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

- 3 事業者は、チェーンソーによる伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ伐倒の際に退避する場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させること。退避する場所は、伐倒方向の反対側で伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の影等の安全なところを選定させること

(安衛則第477条、林災防規程第62条、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン関連)

担当：業務課企画官（水源地域整備担当）

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日労働省令第32号)抜粋

(伐木作業における危険の防止)

第四百七十七条 事業者は、伐木の作業（伐木等機械による作業を除く。以下同じ。）を行うときは、立木を伐倒しようとする労働者に、それぞれの立木について、次の事項を行わせなければならない。

- 一 伐倒の際に退避する場所を、あらかじめ、選定すること。
- 二 かん木、枝条、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。
- 三 伐倒しようとする立木の胸高直径が二十センチメートル以上であるときは、伐根直径の四分の一以上の深さの受け口を作り、かつ、適当な深さの追い口を作ること。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には、適当な幅の切り残しを確保すること。

2 立木を伐倒しようとする労働者は、前項各号に掲げる事項を行わなければならない。

(立入禁止)

第四百八十一条 (略)

2 事業者は、伐木の作業を行う場合は、伐倒木等が激突することによる危険を防止するため、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの二倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、他の作業従事者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。

3 (略)

（調査及び記録）

第48条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を調査し、その結果を記録しておかなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 偏心木、片枝木、二又木、転倒木、欠頂木、空洞木、腐朽木、枝がらみ木、つるがらみ木、枯損木及び広葉樹の状況

(4)～(5) (略)

（作業計画）

第50条 会員は、チェーンソーを用いて伐木造材作業を行う場合には、第48条の調査結果及び前条のリスクアセスメントの結果に適合し、かつ、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、当該作業計画に基づき作業を行わなければならない。

(1) (略)

(2) 作業の方法（チェーンソー又は車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。）、伐倒の方法、伐倒の順序、かかり木処理の作業方法及び困難木の伐倒方法

(3)～(7) (略)

2 会員は、前項の作業計画を定めたときは、当該作業計画を関係作業者に周知しなければならない。

（伐倒作業前の準備）

第59条 会員は、伐倒作業に当たり、作業者に次の事項について事前に確認させ、必要な措置を行った後に伐倒させなければならない。

(1) (略)

(2) 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯損木、枯れ枝等の有無を確認すること。

(3) 跳ね返りや落下、倒木等による危険の可能性のある立木、枝、枯損木等については事前に確認すること。

(4) かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを確認すること。

（障害物の取り除き）

第61条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、それぞれの立木について、かん木、枝条、つる、ささ、浮石等で伐倒等の際に危害を受けるおそれのあるものを、あらかじめ、取り除かせなければならない。

（退避場所の選定）

第62条 会員は、伐木の作業を行う場合には、作業者に、あらかじめ、退避場所を選定させ、かつ、伐倒の際に迅速に退避させなければならない。

2 会員は、前項の退避場所は、伐倒方向の反対側で、伐倒木から十分な距離があり、かつ、立木の陰等の安全なところでなければならない。ただし、上方向に伐倒する場合、その他やむを得ない場合は、退避場所を伐倒方向の横方向とすることができる。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（平成27年12月7日
付け基発1207第3号）抜粋

6 作業計画等

(1) 調査及び記録

事業者は、伐木等作業を行う場合、伐木等作業を行う範囲を対象に、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表1、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表2に示す事項を含め調査し、その結果を記録すること。

なお、当該調査及び記録には、別添1に示す作業計画の標準的な様式を活用することが可能であること。また、伐木等作業、車両系木材伐出機械を用いる作業等の調査及び記録をとりまとめ、一の様式にすることは可能であること。

表1 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うための調査に含める事項

① 地形の状況（平地であるか、傾斜であるか（傾斜の緩急、斜面の向き（北向き、南向き等））等を含む。）
② 地質・水はけの状況（岩石地であるか、崩壊地であるか、転石又は浮き石の量及び水はけを含む。）
③ 埋設物・架空線近接の状況
④ 伐倒対象の立木の状況（伐倒の対象となる立木の樹種・樹齢・胸高直径・樹高の状況、立木の大きさのばらつき及び立木の密度を含む。）
⑤ つるがらみ・枝がらみの状況
⑥ 枯損木・風倒木の状況
⑦ 下層植生の状況（かん木・草本の粗密を含む。）
⑧ 緊急車両の走行経路
⑨ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲

表2～(2) (略)

(3) 作業計画

ア 事業者は、伐木等作業を行う場合には、あらかじめ、上記(1)を踏まえ、チェーンソーを用いて伐木の作業を行う場合には表3、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には表4に示す事項を含む作業計画を定めること。なお、作業計画の標準的な様式は、別添1であること。

上記の作業計画は、現場の実態等を踏まえ、伐木等作業に加え、車両系木材伐出機械その他の作業を行うために定める作業計画と合わせて、一の様式とすることも可能であること。

なお、上記(2)に基づく、リスクアセスメント及びその結果に基づく措置については、上記の作業計画を定める場合にも活用できること。

イ 事業者は、上記アにより定めた作業計画に基づき伐木等作業を行うこと。

ウ 上記アにより定めた作業計画について、事業者は労働者に確実に周知を行うこと。なお、例えば、伐木等作業を開始する前に、朝礼等の安全衛生に関する打合せを活用し、作業計画の説明を行う等の方法があること。

表3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

表3 チェーンソーを用いて伐木の作業を行うために定める作業計画に含める事項

1	作業地の概況
	① 作業を行う場所
	② 地形の状況
	③ 地質・水はけの状況
	④ 埋設物・架空線近接の状況
	⑤ 緊急車両の走行経路、緊急連絡先
	⑥ 携帯電話等又は無線通信による通信が可能である範囲
2	作業の方法等
	① 作業の方法（チェーンソー・車両系木材伐出機械の使用の有無を含む。）
	② 伐倒の方法
	③ 伐倒の順序
	④ かかり木処理の作業方法
3	作業の安全対策
	① 伐倒作業における退避場所の設定標示
	② 伐木作業における立入禁止の設定標示
	③ 伐倒作業における合図の方法
	④ 伐倒木、玉切材、枯損木等の転落又は滑動を防止するための措置
	⑤ その他安全対策

表4～（5） （略）。

7 チェーンソーを用いて行う伐木の作業

（1）作業前の準備

ア （略）

イ 立木の樹種、重心、つるがらみや枝がらみの状態、頭上に落下しそうな枯れ枝の有無等を確認すること。

ウ （略）

エ 安衛則第477条第1項第2号に基づき、かん木、枝条、ササ、つる、浮石等で、伐倒の際その他作業中に危険を生ずるおそれのあるものを取り除くこと。あわせて、跳ね返りによる危険が生じる可能性のある立木、枝、枯損木等についても取り除くことが望ましいこと。

（2）作業に伴う立入禁止区域及び退避等

ア 安衛則第481条を踏まえ、労働者がチェーンソーを用いて伐木の作業（以下「伐木作業」という。）を行う場合には、常に安全な距離を確保すること。

イ （略）

ウ 同条第2項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること。また、隣接して伐倒作業を行う場合においても、伐倒しようとする立木それぞれの高さの2.5倍に相当する距離を半径とする円の内側に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと。なお、伐倒者以外の労働者が伐倒する労働者に必要な安全指導・支援等を行うことにより、より安全に伐倒作業を行う場合には、当該伐倒者以外の労働者が上記の区域内に立ち入ることを禁止するものではないこと。

エ 安衛則第477条第1項第1号に基づき、事業者は、それぞれの立木について、伐倒者に、伐倒前に伐倒方向の反対側の木の陰などの退避場所及び退避ルートを選定させること。なお、退避ルート上にかん木、枝条等の退避の障害になるものがある場合にはあらかじめ取り除いておくこと。

オ (略)

カ 伐倒者は、追い口が浮き始めたら、伐倒方向を確認した後、直ちに退避すること。

(別添)

令和 8 年度

国有林野事業の実行に係わる
請負事業体等の死亡災害報告
(概 況)

<林 野 庁 集 計>

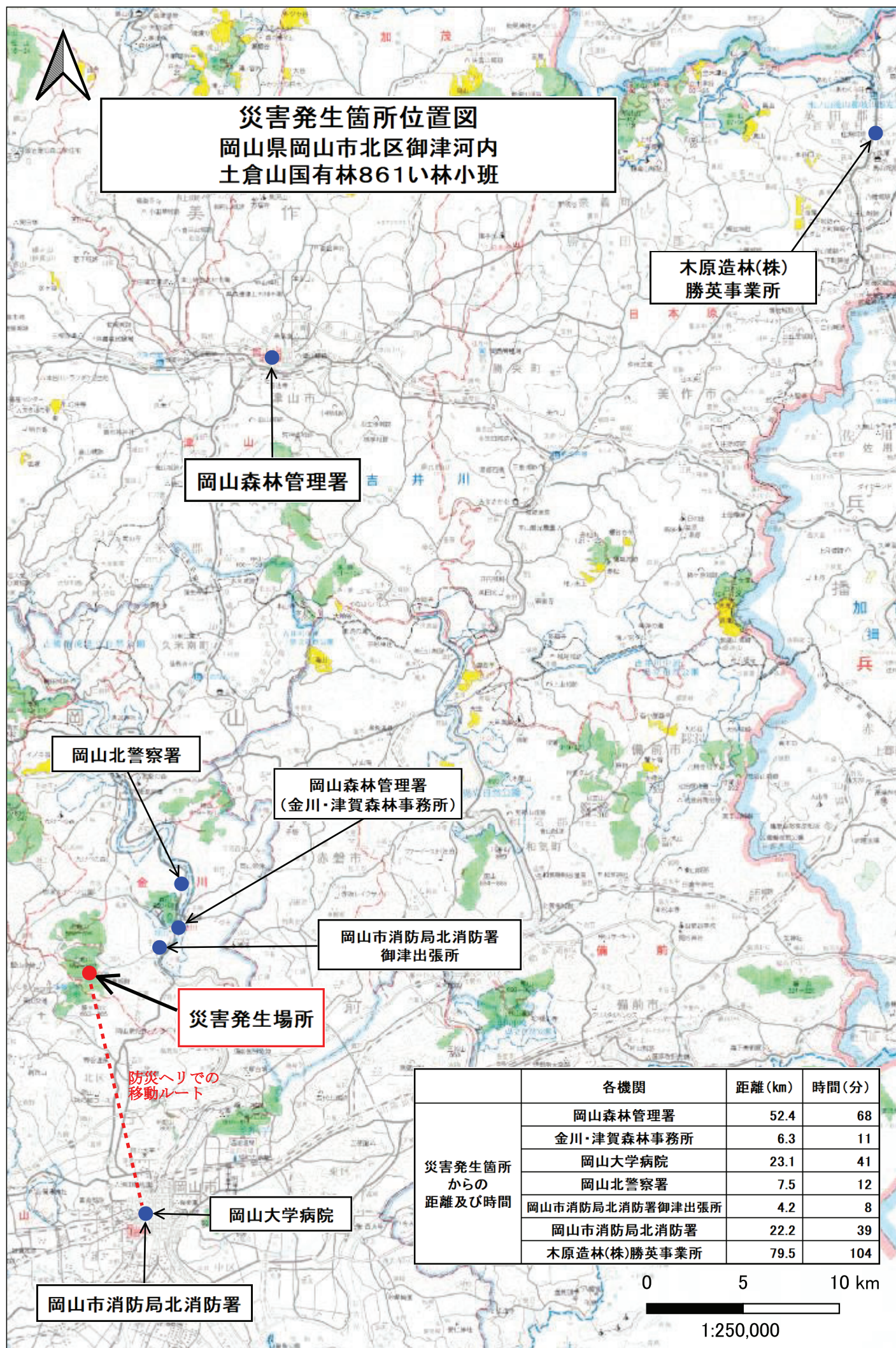
令和8年6月30日現在

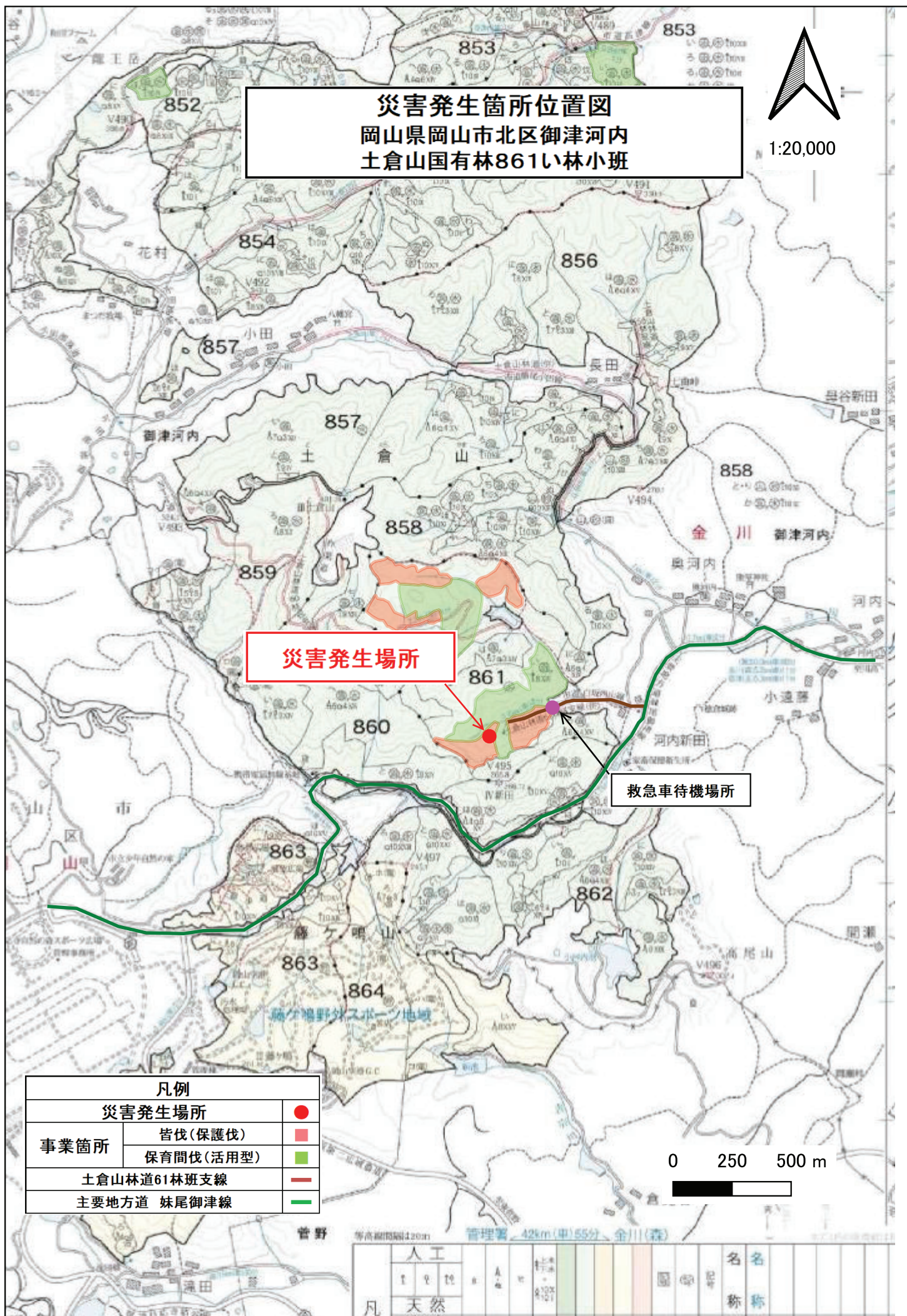
区 分	生 産	造 林	林 道	治 山	その他	立 販	樹木採取権	計
本 年 度 累 計	1							1
前年度同期累計			2			1		3
前 年 度 計	1	1	2			2		6

※ 森林整備事業の活用型や誘導伐に関連する災害は生産事業に分類している。

1 森林管理局・署等名	近畿中国森林管理局 岡山森林管理署
2 事 業 の 種 類	造林事業請負（森林環境保全整備事業 保護伐）
3 災 害 発 生 日 時 等	令和8年6月17日（水）8時15分頃発生 （死亡：令和8年6月17日 時刻：10時12分頃 死因：重症頭部外傷 ）
4 災 害 発 生 場 所	岡山県岡山市北区御津河内 土倉山国有林 861 林班い小班
5 契 約 相 手 方	岡山県英田郡西栗倉村長尾 956-1 木原造林株式会社勝英事業所
6 事業実行事業体	岡山県苫田郡鏡野町山城 1072-3 株式会社廣林 （5との関係：下請）
7 被 災 者 年 齢 等	年齢：25 性別：男 雇用区分：常雇 社会保険等加入状況：労、退、健、厚、雇
8 従 事 作 業	伐倒作業
9 災 害 の 概 況	当日、被災者は8時00分頃に現地に到着し、同僚2名とともに当日の作業内容や安全作業等についてミーティングを行い、被災者と同僚Aはチェーンソーによる伐倒作業、同僚Bはグラップルによる木寄せ作業に従事することとし各作業現場に向かった。（作業現場間の距離は約100m） 8時15分頃、被災者と同僚Aは、傾斜約30度の斜面でその日1本目のヒノキ（胸高直径28cm、樹高23m）の伐倒を開始した。被災者はチェーンソーを使用し、斜面下方に伐倒しようとして受け口（15cm）に続きツル（5cm）を残し、追い口を入れた。その後被災者はあらかじめ決めておいた退避場所（伐倒木横3m）に退避した。 同僚Aは被災者から伐倒作業を引継ぎ、被災者が入れた追い口部分にクサビを1本打ち、ヒノキが倒れ始めたことを確認し、被災者の反対側（伐倒木横2m）に退避した。 当該ヒノキ伐倒木が倒れる際に何らかの原因で、ヒノキ伐倒木の山側3.85mにあった立ち枯れ状態のコナラ枯損木（胸高直

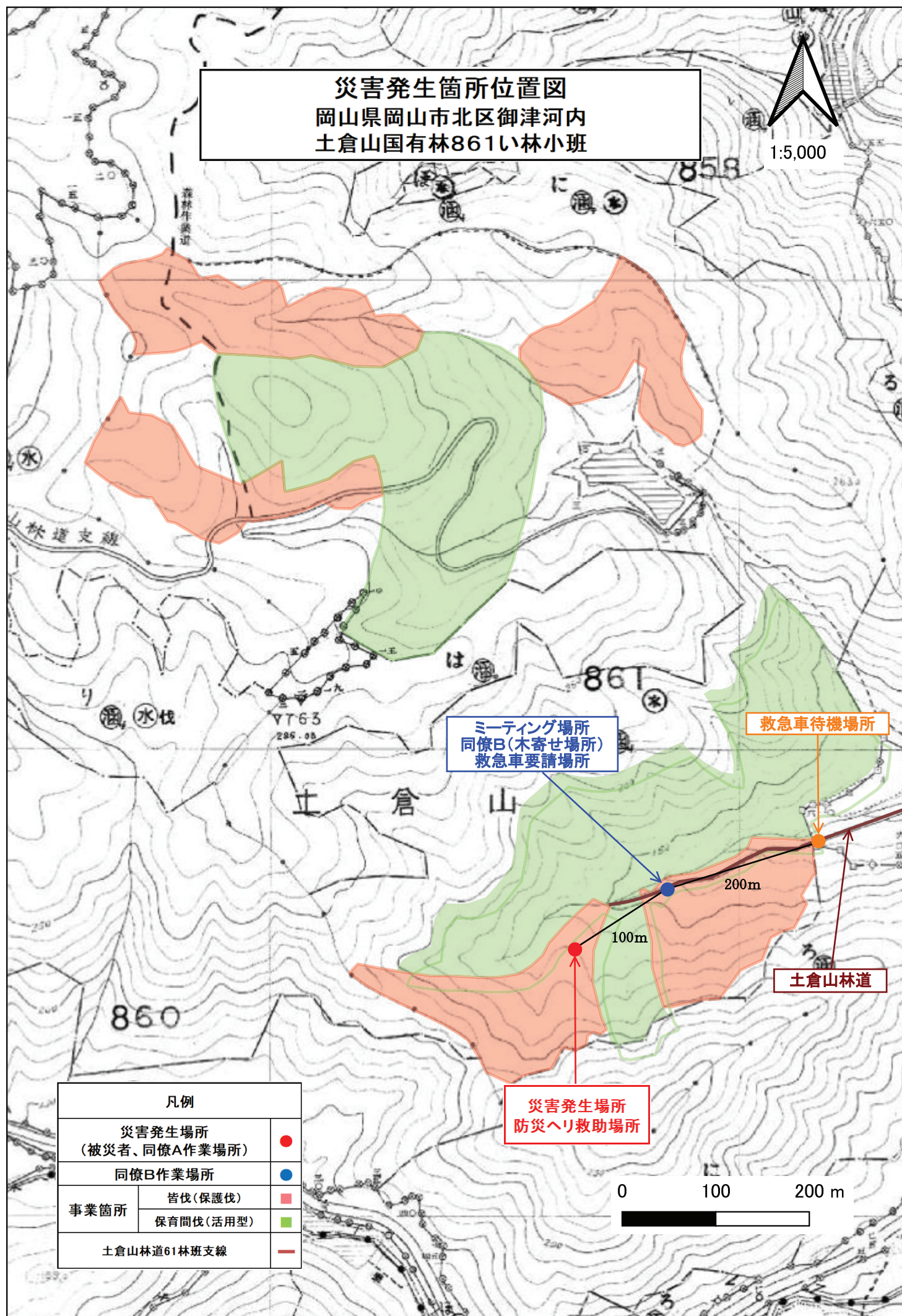
【ここより推定】	径 16cm、樹高 15m) の先端部 (直径 12cm、長さ 5m) が落下し、被災者の頭部を直撃し被災した。 その後、同僚 A は被災者が頭部から出血し、うつ伏せで倒れ、呼びかけにも応えず意識がない状態であったことから、同僚 B にインカムで災害の発生を連絡しようとしたが、電波状態が悪く通信ができなかったことから、100m 離れた作業道上まで移動し、木寄せ作業をしていた同僚 B に災害の発生を知らせるとともに、8 時 26 分頃、同僚 A はその場で携帯電話により救急車を要請した。その後、同僚 A は、(株) 廣林取締役にて災害の発生と被災者の状態、救急車を要請した旨を電話連絡するとともに、土倉山林道終点にて救急車の到着を待った。 同僚 B は、知らせを受けた直後に被災者のもとへ向かい、被災者のケガの状況を確認したところ、意識がなく脈拍も確認されなかったことから、自らの判断で心臓マッサージを行った。 8 時 36 分頃 (株) 廣林取締役から元請けである木原造林(株) 勝英事業所所長代理へ連絡した。 8 時 39 分頃 救急車が土倉山林道終点に到着したので、同僚 A は被災現場に救急隊員を案内した。救急隊員は、心臓マッサージを行っている同僚 B の後を受け、救命措置を行うとともに、現地の状況から被災者を林内から救急車へ搬送することが困難と判断し、無線でレスキュー隊の出動を要請した。 8 時 41 分頃 木原造林(株) 勝英事業所所長代理は所長へ災害が発生した旨を連絡した。 8 時 46 分頃 木原造林(株) 勝英事業所所長代理は、岡山森林管理署次長へ伐倒時に災害が発生したことを連絡した。 9 時 13 分頃 レスキュー隊が現地に到着し、被災者及び現地の状況から防災ヘリを要請した。併せて救助の支障となる立木の伐採を行った。 9 時 30 分頃 防災ヘリが被災現場の上空に到着し、隊員が被災者を直吊りにより防災ヘリに収容後、岡山大学病院へ向けて搬送した。 9 時 54 分頃 岡山大学病院に到着した。 10 時 12 分頃 医師により死亡 (死因：重症頭部外傷) が確認された。 ※ 被災者は保安帽・イヤーマフ・チェーンソー作業用防護衣・チェーンソー防護ブーツ等を着用。 ※ (株) 廣林では、従前から伐倒作業を 2 人 1 組 (チェーンソーマン 1 名 + 伐倒補助 1 名) で実施。 現地の状況から、ヒノキ伐倒木の山側 (3.85m) にあったコナラ枯損木 (胸高直径 16cm、樹高 15m) の先端部 (直径 12cm、長さ 5m) が地上約 10m から折損し、伐倒したヒノキに枝がらみとなっていたため、当該ヒノキを伐倒した際にコナラ枯損木の先端部を支えていたヒノキの枝が外れ、支持力をなくし落下し、直下に退避していた被災者の頭部に落下したものと推定。
10 そ の 他	



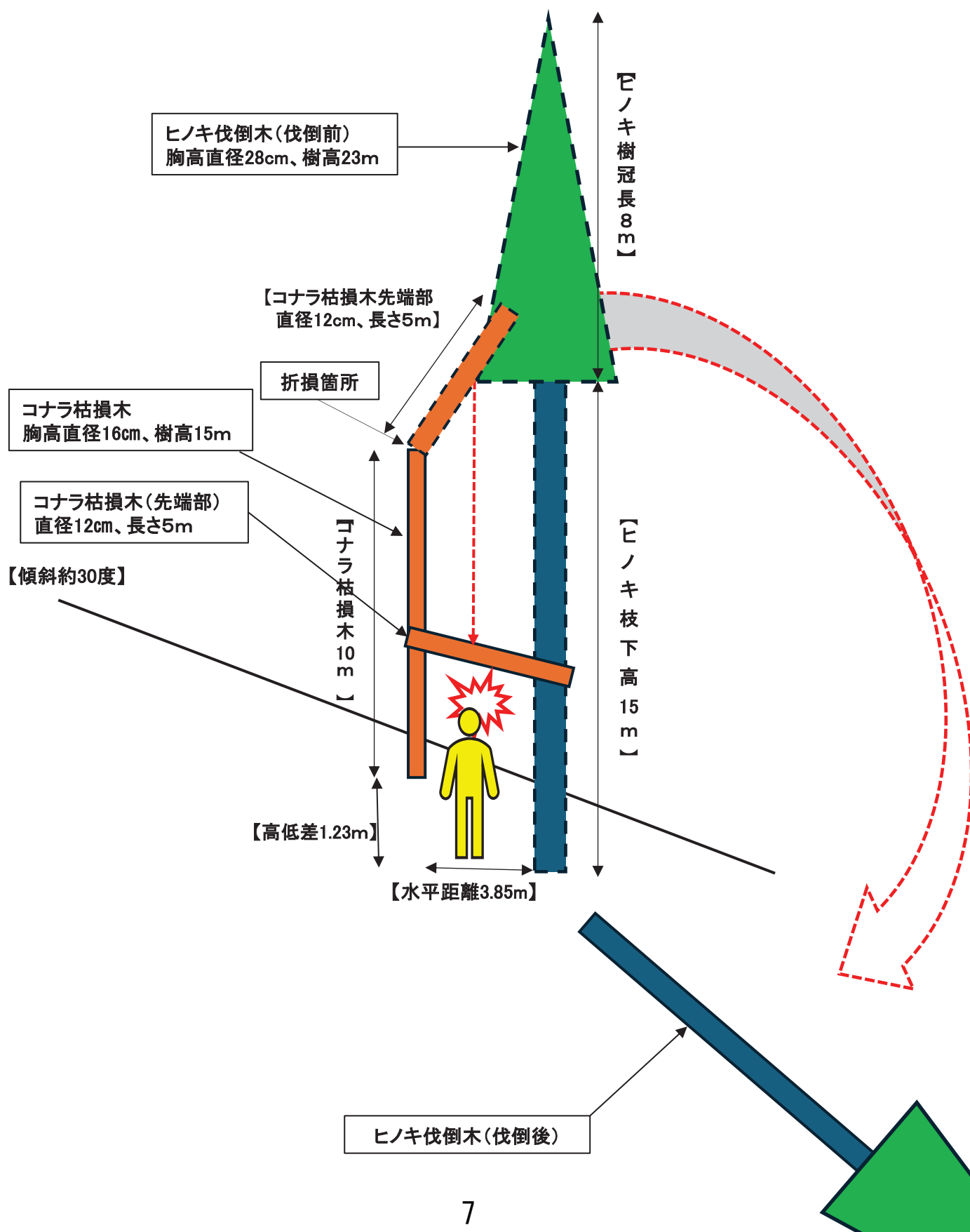


災害発生箇所位置図
岡山県岡山市北区御津河内
土倉山国有林861い林小班

1:5,000



災害発生状況 イメージ図（推定）
岡山県岡山市北区御津河内土倉山国有林861い林小班内



災害発生箇所現況写真
岡山県岡山市北区御津河内土倉山国有林861い林小班内

コナラ枯損木折損箇所
先端部は伐倒したヒノキに枝がらみとなっていたと推定

コナラ枯損木(立枯れ状態)
直径16cm、長さ15m

同僚A



被災者



ヒノキ伐倒木
直径28cm、長さ23m

落下したコナラ枯損木(先端部)
先端部 直径12cm、長さ5m

災害発生箇所現況写真
岡山県岡山市北区御津河内土倉山国有林861い林小班内

